

【求人概要（週15時間任用）】

スクール・サポート・スタッフ（学校業務補助員） 〔会計年度任用職員〕の募集について

1 雇用対象者

- ・ 下記5の業務を行うに当たり、学校教育に理解のある方
- ・ ワード、エクセル等、パソコンを使っての作業ができる方
- ・ 学校へ通勤ができる方

2 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 就労場所及び人数

青森県立野辺地高等学校 1人

4 職種

学校業務補助員（会計年度任用職員）

5 業務内容

教員が行っている業務のうち、教員以外の者でも行うことが可能な業務とし、具体的には次の業務とする。

- （1）授業で使用する教材等の印刷や物品の準備
- （2）教材・資料の整理、保管
- （3）宿題等の提出物の受取・確認
- （4）学校ホームページの更新補助
- （5）学校行事・式典等の準備補助
- （6）統計情報等のデータ入力・名簿の作成
- （7）その他教員の負担軽減を図るために校長が必要と認める業務（生徒への直接の指導・支援等を除く）

6 勤務日数・勤務時間

勤務日及び勤務時間は、1週間当たり15時間として所属する学校の校長が定める。ただし、休日には、特に勤務することを命ぜられない限り勤務を要しない。

勤務日における勤務時間は、7時間45分を超えない範囲内で所属する学校の校長が定める。

7 報酬等

（1）報酬

- ①月額 69,890円
- ②計算期間 一の月の初日から末日まで

③支払日 当月 21 日

(2) 期末勤勉手当

なし

(3) 費用弁償

通勤費相当額を支給（正規職員の例による）

※支払日は、翌月 10 日頃

8 社会保険等

労災保険に加入。

9 採用方法

随時面接。面接日時等については、後日お知らせします。

10 任用更新の有無

勤務成績、態度、能力及び次年度予算の状況により判断

11 求人に関する特記事項

*本募集については、青森県議会第 325 回定例会（令和 8 年 3 月 24 日閉会予定）における「令和 8 年度青森県一般会計予算」の成立を前提に実施しております。このため、予算の状況によっては、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おき願います。

*障がい者雇用推進のため、次に掲げる手帳等の交付を受けている方を募集します。

①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（1 級から 6 級まで）

②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

③療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳

*選考時及び勤務時に必要な合理的配慮について、お申し出ください。

*障がい者手帳をお持ちでない方もご相談ください。